

「入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1. 条例改正の背景

保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 37 条第 4 号により現在でも可能ですが、内閣府が設置している子ども・子育て会議において、これを明確化すべきとされたことを受け、同省令が一部改正され令和 2 年 4 月 1 日に施行されました。

この基準については、児童福祉法の規定に基づき、入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において同様に規定していることから、省令の改正に伴い条例の改正を行うものです。

2. 条例改正の内容

- (1) 保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化します。
- (2) 児童福祉法の改正に伴う号ずれの整理を行います。

3. 施行日

公布の日